

大阪府立豊中支援学校 部活動に係る活動方針

令和4年6月

1. 部活動の目的

生徒が主体的に興味関心を迫及し、達成感や充実感を感じるとともに卒業後の余暇活動へとつなげる。

2. 運営について

- (1) 活動計画を作成し、計画的な活動を行うとともに、保護者にも周知し、理解と協力を求める。
- (2) 部員の募集は、高等部完全自力通学生徒を対象に、「活動案内」を配付して周知する。
- (3) 部活動顧問は、複数名で担当する。
- (4) 部活動終了後、生徒は各部活動で集合し諸注意のうえ下校する。

3. 活動時間の設定及び休養日について

- (1) 授業中の活動時間は、授業終了後から15時50分までとする。
『TNTクラブ』の活動日は毎月2回程度、土曜日の午前中を基本とし、大会前には朝の活動を行う。
『ジョイスター』の活動日は毎月2回、土曜日の午前中とする。
- (2) 1日の活動時間は、平日では1時間程度、学校休業日は4時間程度とし、できるだけ短時間に合理的でかつ効率的な活動を行う。
- (3) 学校休業日に大会や練習試合等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して、休憩時間を適切に設定し、無理のない活動をする。
- (4) 週当たり平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とする。

4. 指導について

- (1) 生徒たちが楽しんで活動できるよう内容を工夫し、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促す。
- (2) 部活動を通して、仲間と協力し、友だちの大切さを知るとともに、心身の健康の保持と体力向上を図る。
- (3) 体罰はいかなる理由があっても、決して許されるものではない。また、威圧的な言動などによる指導によって、生徒の自発性を損なうことの無いよう考慮して指導に当たることとする。

5. その他

- (1) 事故の未然防止のため、施設・設備の点検を定期的実施する。
- (2) 無理のない安全な活動メニューを設定する。
- (3) 大会については事前に文書で保護者に連絡し、集合、解散場所などについて周知する。